

平成28年度
事業計画



平成28年度事業計画

方 針

私たちを取り巻く社会は、少子高齢化の進展による超高齢社会の到来、社会経済情勢の激変による格差の顕在化など、社会構造の大きな変容とともに、都市化や核家族化、単身世帯の増加等による地域コミュニティや家族のあり方が変化し、「社会的孤立」を背景とする様々な福祉課題が生じています。孤立死、認知症高齢者の増大に加え、昨今では子どもの居場所づくりにも関心が高まっています。このような複雑・多様化した福祉課題を早期に発見し対応するためには、行政サービスの充実とともに、住民自らが主体的・自発的に課題解決へ参加する「共助」の仕組みが必要です。

福岡市においては、団塊の世代が75才以上となる2025年を目途に「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

福岡市社会福祉協議会は、その一翼を担うべく、平成28年度からの5年間を実施期間とする「第5期地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、すべての人がその人らしく地域でいきいきと暮らせるように、7つの重点項目で構成されています。

平成28年度は、「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）」が開始される平成29年度に向けて、「地域包括ケアシステム」の構築を進め、地域福祉の推進強化へつなげるための重要な一年となります。

城南区社会福祉協議会では、こうした視点を踏まえ、校区社会福祉協議会などの地域団体と連携し、地域福祉活動に取り組んでまいります。

重 点 項 目

1 小地域福祉活動の推進 (9,315千円)

地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、社会福祉協議会への期待が大きい「生活支援」の担い手としての小地域福祉活動の活性化は、医業・介護の専門職との連携とともに地域包括ケアシステムの大きな柱であり、地域で展開するうえで地域の主要な団体関係者が、同一の目標に向けて共通認識を醸成し、取り組めるように支援する。

(1) 校区社会福祉協議会強化への支援

地域ごとの課題や特性に応じた福祉活動が展開できるように、住民が地域の課題を把握・共有し、目指す地域のあるべき姿の実現のための具体的活動について話し合い、広く住民に周知するための校区福祉座談会や「校区ふくしのまちづくりプラン」策定等の手法について支援します。さらに、地域での助け合い活動としての生活支援活動や在宅介護者の支援等を実施します。

また、従来から安否確認や見守り、また生活支援機能や介護予防能の一部を果たしてきたふれあいネットワークやふれあいサロン活動の地域特性などの多様性を考慮しながら、さらに機能強化を進めるために各々の事業の拡充を支援します。

① 地域特性に応じた福祉活動の展開

ア 校区福祉座談会の開催及び「校区福祉のまちづくりプラン」支援事業

地域特性に応じた課題や解決策を住民が主体的に話し合い、目標を見出し実践につなげる方法として校区福祉座談会を展開するとともに、その内容を住民と共有するための「校区福祉のまちづくりプラン」策定を支援します。

3校区での策定を目指します。

② 校区社協の基盤をなす活動（ふれあいネットワーク、ふれあいサロン活動）の拡充

地域の特性に応じた多様性を前提に、従来からの安否確認や見守り、生活支援機能や介護予防機能の一部を持つ地域福祉活動の基盤であるふれあいネットワーク、ふれあいサロン活動を拡充します。

ア ふれあいネットワーク活動の拡充

新規活動開始を支援するとともにネットワーク活動の活性化のため班会議の実施や校区全体（推進）会議の開催など、活動の充実に向けた働きかけを行い、実施自治会（町内会）率96%以上を目指します。

また、ネットワーク全体会議の新規実施校区2校区を目指します。

イ ふれあいサロン活動の拡充

可能な限り多くの住民が参加し、孤立の解消につながるよう、地域の実情に応じた実施に向けた働きかけを行い、新規活動開始2か所を目指します。

また、ふれあいサロン活動の充実のための研修会を実施します。

③ 超高齢社会・大介護時代の到来に備える活動の拡充

ア 生活支援ボランティア活動支援事業

日常の“ちょっとした困りごと”の支援を身近な地域（校区・町内）で行う「生活支援ボランティアグループ」の立上げを支援し、新規活動開始1団体を目指します。

イ 校区在宅介護者のつどい事業

在宅介護者の取り組みの一つとして、孤立防止やリフレッシュ、情報交換の場を提供するため、「家族介護者のつどい」の開催を支援します。

2 ボランティアによる社会参加の拡大

(214千円)

(1) 社協ボランティアセンターの強化

① ボランティアコーディネーション事業

個人登録ボランティアを始めとしたボランティア活動に対する相談対応や区ボランティアセンターに寄せられた依頼解決のため、ボランティアのコーディネーションを実施します。

(2) シニアボランティア（シニア層の社会参加・生活支援・介護予防の融合）に関する取り組みの拡充

シニア世代のボランティア活動希望者に対し、ふれあいネットワーク・ふれあいサロンなどの地域福祉活動を紹介することにより、社会参加や生きがいづくりを支援します。

① シニア地域サポーター養成講座

シニア地域サポーター養成講座を開催し、ボランティア活動の経験のない受講者が新たに地域福祉活動に参加できるように支援します。

② 介護支援ボランティアの登録・紹介

65歳以上の高齢者を対象に介護保険施設でのボランティア活動の際にポイントを付与し、そのポイントを換金・寄附できる「介護支援ボランティア事業」を福岡市社会福祉協議会と連携して支援します。

3 生活課題解決モデルの開発

(1) 移動支援・買物困難者支援の仕組みづくり

① 住民参加型の移動支援の仕組みをつくる

福岡市社会福祉協議会が実施予定の元気高齢者を活用した「生活支援一体型の移動支援」及びボランティアの運転による「気軽に乗れるコミュニティバス運営」の実践モデルを注視しながら研究します。

② 住民参加型の買い物困難者支援の仕組みづくり

ア 施設や企業等と連携した「買い物支援」の取組み

「買い物困難者」支援のため、福祉施設による移動販売の取組みや企業等による買い物支援バスの運行を地域とともに推進します。

(2) 市民が支える住み続ける仕組みづくり

① 住まいサポートふくおか事業との連携

住宅入居に際し、「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者を支援するために福岡市社会福祉協議会が実施する「住まいサポートふくおか」と連携し、支援を行う他のサービス団体・機関とあわせて地域の見守り活動等へのつなぎ等を実施します。

(3) 「地域の子ども」プロジェクト

① 子どもが安心できる居場所づくり

子どもを取り巻く環境を整備するために、地域住民が主体となって、子どもやその親が安心して集える場をつくる活動を関係機関と連携し、支援します。

4 拠点型地域福祉の展開

(1) 社会福祉法人（施設や事業所を運営する）等による地域における公益的な取り組みに向けての協働

施設や事業所等の地域貢献の動きを地域福祉活動と結びつけ、地域と社会福祉法人等をつなぐ役割を高めます。

① 事業所等と連携した「認知症高齢者110番の家」事業の推進

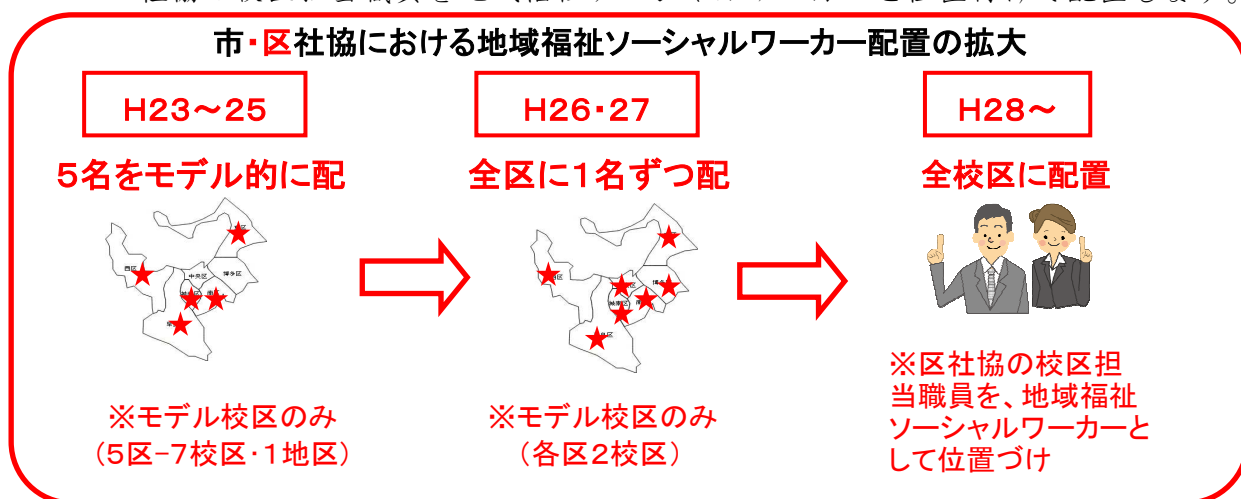
医療や介護の専門スタッフが常駐する事業所等の特性を活かし、在宅認知症高齢者や家族が地域で安心して生活できるよう、事業所等が持つ専門性を見守りや相談等に活用する「認知症高齢者110番の家」事業を、事業所等、城南区役所（城南区地域密着型サービス部会）、城南区自治協議会連絡会議と連携し、推進します。

平成28年度は、登録事業所11か所を目指します。

5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能拡大

(1) 地域福祉ソーシャルワーカーの配置体制の強化

平成23年度から3年間の地域福祉ソーシャルワーカーモデル事業（福岡市委託事業）及び平成26年度から2年間の「支えあい助け合い地域づくり事業（地域包括ケアシステムのモデル事業B（高齢者地域支援事業）」の生活支援等の構築モデル事業における地域福祉ソーシャルワーカーの成果を踏まえ、区社協の校区担当職員を地域福祉ソーシャルワーカーと位置付けて配置します。



(2) 生活支援コーディネーター配置によるCSWの機能拡大

福岡市は地域包括ケア推進のため、平成28年度から「生活支援体制整備事業」として市内4か所の地域包括支援センター圏域に生活支援コーディネーターモデル配置することとしております。このうち2か所には福岡市社会福祉協議会の職員が、生活支援コーディネーターとして配置されますが、これまでのCSWの実践をとおして培った地域支援や個別支援のノウハウを活かし、高齢者の在宅生活を支える体制の構築を進めます。

※ CSW：地域福祉ソーシャルワーカーの略称

6 権利擁護事業の拡充

(134千円)

(1) 社会福祉協議会が目指す市民の「権利擁護」

判断能力が不十分な状態にある人々が地域で共生できる社会を構築することが求められているなか、福岡市社会福祉協議会では権利擁護に関する事業に取り組んでいます。

- ① 日常生活自立支援事業との連携
- ② 法人後見事業（市民参加型後見人の活用）との連携

7 地域福祉を推進するための基盤づくり

(1) 福祉教育関連事業の見直し強化【福祉教育推進計画（工程表）】

学校中心の福祉教育の仕組みから地域ぐるみの取り組みを推進するため、福岡市社会福祉協議会では、福祉教育推進計画として整理し、事業を進めていきます。城南区社会福祉協議会では、関係団体と連携して計画的に実施します。

(2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

① 「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の活用

地域福祉活動における個人情報の共有について、ルール作りを模索するための研修会や協議の場で指針を活用し、地域での合意形成を進めます。

事業項目

1 小地域福祉活動の推進

- (1) 校区社協の運営及び事業に対する助成・支援
- (2) ふれあい事業（ネットワーク・サロン）への助成・支援
- (3) 校区社協広報紙の発行に対する助成
- (4) 校区社協が行う地域福祉活動に対する支援
- (5) 安心情報キット及び緊急時連絡カードの普及・活用
- (6) レクリエーション用具の貸し出し

2 ボランティアによる社会参加の拡大

- (1) 校区社協や公民館との共催による地域でのボランティア養成講座の開催
- (2) ボランティア情報の提供と広報
- (3) ボランティア活動保険等の受付

3 生活課題解決モデルの開発

- (1) 施設や企業等と連携した買い物支援の取り組み（再掲）
- (2) 子どもが安心できる居場所づくり（再掲）

4 拠点型地域福祉の展開

- (1) 「認知症高齢者110番の家」事業

5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能拡大

- (1) 地域福祉ソーシャルワーカーの配置体制の強化（再掲）

6 権利擁護事業の拡充

- (1) 日常生活自立支援事業との連携（再掲）
- (2) 法人後見事業（市民参加型後見人の活用）との連携（再掲）

7 地域福祉を推進するための基盤づくり

- (1) 区社協広報誌「ゆとり」の発行 (471千円)
- (2) シニア向け情報発信事業（城南区役所からの受託事業） (385千円)
- (3) 「健康フェア」での社協活動の広報、施設利用者の作品展示 (107千円)

8 運営及びその他

(1, 831千円)

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 校区社協会長会の開催
- (3) 職員の資質向上のため、研修や関係機関との連携の充実
- (4) 自主財源の確保
 - ① 賛助会員の加入促進
 - ② 寄附金の受付
 - ③ 共同募金活動の推進と募金の受付
- (5) その他
 - ① ファミリー・サポート・センターの運営
 - ② 福祉バスの受付
 - ③ 無料又は低額診療事業の受付
 - ④ 生活保護世帯等一時貸付事業の受付
 - ⑤ 生活福祉資金貸付相談窓口（生活福祉資金受付センター）との連携
 - ⑥ 共同募金事業への協力
 - ⑦ 無料または低額診療事業への協力
 - ⑧ その他必要な業務